

地方におけるシェアリングエコノミー 政策の展開と課題

Progresses and Issues of Sharing-Economy Policy in Local Areas

野田哲夫[†]・田中哲也[‡]・王皓[‡]

泉洋一[§]・角南英郎[§]・野澤功平[§]

Tetsuo Noda, Tetsuya Tanaka, Hao Wang,

Youichi Izumi, Hideo Sunami, and Kohei Nozawa

概 要

人口減が進む地方において、既存の資源を活用して地域課題を解決するツールの一つとして、個人等が保有する資産等をインターネットを介して共有するシェアリングエコノミーの活用が始まっている。本稿ではまず先行研究に基づきながらシェアリングエコノミーの定義を明確にする。そしてシェアリングエコノミーの推進を政策的に進めている主な自治体・事業者の事例調査を通じて、地方でのシェアリングエコノミーの持続的な展開の可能性とその課題について考察することを目的とする。

† 鳥根大学 法文学部 法経学科 教授 Faculty of Law & Literature, Shimane University

‡ 鳥根大学 人文社会科学部 人文社会科学部 大学院 人文社会科学部 Graduate School of Humanities and Social Science

§ 山陰合同銀行 地域振興部 産業調査グループ The San-in Godo Bank, LTD.

キーワード

シェアリングエコノミー 共有経済 贈与経済 オープンイノベーション 地域情報化

はじめに

個人等が保有する共有可能な資産等をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とするシェアリングエコノミー（共有経済）は新たな需要を掘り起こすと同時に、既存のビジネスを代替し市場に劇的な変化をもたらす「破壊的イノベーション」と考えられる。AirbnbやUberに代表されるシェア事業者は世界全体で市場規模を拡大し続けており、国内の市場規模も2015年度の約398億円から2021年までに約1071億円への成長が予測されている（『平成30年度版情報通信白書』）。既存の宿泊業やタクシー事業などはこれらのシェア事業の拡大によって市場を失い、また専門的な職業の雇用が奪われる可能性がある。

一方、シェアリングエコノミーは省資源・人口減社会におけるビジネスモデルとして注目されており、特に人口減少が顕著であり地域コミュニティの維持が難しくなっている中山間地域などの地方において、地域が抱える課題を解決するツールとしての期待も大きい。人口が集積している都市部においては利用者と提供者の母数が多いことから民間事業者による持続的なシェア事業の提供が可能であるが、人口減が進む中山間地域などの地方においては既存の資源を利用しつつコミュニティ内で完結するサービスを提供することが求められる。地方でのシェア事業を持続的に維持・運営するためには、自治体等によるシェア事業者へ信用力の担保、自治体職員の理解、地域住民や既存産業への認知度の向上などのシェアリングエコノミー推進政策が必要となる。

本研究では、日本においてまだサービスの初期段階であると考えられる地方におけるシェアリングエコノミー政策の事例調査（自治体や事業者へのヒアリング調査等）を通じて、地方でのシェアリングエコノミーの持続的な展開の可能性とその課題について考察することを目的とする。なお自治体や事業者へのヒアリング調査に関しては公益財団法人・中国地域創造研究センターの調査事業「中国地域におけるシェアリングエコノミー振興方策調査」（山陰合同銀行地域振興部産業調査グループが調査実施）の先進地ヒアリング調査として行っ

たものであり、「2 シェアリングエコノミーの定義」および「3 地方におけるシェアリングエコノミーの政策展開事例」部分は同調査報告書にもまとめられており、本稿の該当部分も同報告書から引用したものである。

1 シェアリングエコノミーに関する先行研究

1.1 シェアリングエコノミー、所有から共有へとIT=情報通信技術の役割

Airbnb（2008年創業）やUber（2009年創業）などの事業者がそのサービスを開始・事業を拡大していった時期にBotsman（2010）”The Sharing Economy”（邦訳『シェア』）がこれらの事業者のビジネスモデルを所有から共有、活用への経済活動の転換、「コラボ消費」のビジネスモデルであるとしており、同書が「シェアリングエコノミー」の語源になったと考えられる。同書では、これらの事業者のビジネスが資源をシェアし、オープンで、個人の利益とコミュニティ全体の利益のバランスを保ちながら、価値を創造していると提起しており、この「コラボ消費」に参加するには、提供者か消費者かになることで、いろんなプラットフォームを通して、不用品や中古品を必要とする場所や必要とする人をつなぎ、いらないものを使わない場所からもう一度使う場所へ、そして再分配市場が形成され、商品のライフサイクルを延ばしていることであるとしている¹。また同書では情報通信技術の進歩、特にインターネットの発展によって、さまざまなムーヴメントがリアルタイムで捉えられ、人々の意識に上るようになることでそれがまたムーヴメントを拡大し、成長させているとして、「コラボ消費」を可能にしたIT=情報通信技術にも注目している。

この「コラボ消費」において提供者にもなり消費者にもなるという視点は、1970年代に起きた二度のオイルショック（石油危機）を経て経済成長を支えていた安価な資源が枯渇し大量生産・大量消費=資源浪費型の生産体制が行き詰ることが明らかになった時期に、アルビン・トフラーが『第三の波』（1980）で提起した市場文明→超市場文明への移行といった主張以来言い旧されてきた

¹ Botsman（2010）参照。

ことでもある。トフラーは生産者 (producer) と消費者 (consumer) との結合と分離 (大量生産・大量消費社会)、そして情報化社会における分離された生産者と消費者の再融合 (多品種少量生産) による「生産消費者」(prosumer) の登場、さらにIT = 情報通信技術の発達为背景にあることも指摘している²。これに対してBotsman (2010) では多くのプラットフォームがお互い評価制度があり、いい評価をとるため、できるだけいい質の商品を提供することになったなどが紹介されており、これを可能にした技術やサービスとしてSNSに特に注目している³。本稿でシェアリングエコノミーを定義する際にこの視点は重要で、シェアリングエコノミーがただ単にインターネット上の分散型プラットフォームを介して行われる取引という点だけではなく、やり取りを行う上で相互の評価が重要視されており、SNSなど2000年代後半以降登場した情報通信技術やこれを活用したサービスがシェアリングエコノミーのビジネスモデルを可能にしている点を理論的・具体的に明示している上でBotsman (2010) のシェアリングエコノミー研究上の価値が認められる。

1.2 シェアリングエコノミーと経済成長・雇用創出

2010年代半ばになり、AirbnbやUber等のシェア事業の拡大・急成長によってシェア事業がもたらす経済効果の側面が重要視されるようになった。英エコノミスト誌の特集記事“The on-demand economy” (2014.12) はこれらのシェア事業者のビジネスモデルのサービス形態をスマートフォン等の新しい通信手段によって消費者の時々々のニーズに即時に対応する体制として「オンデマンド経済」として持ち上げ、一般的にも注目されるようになった。同誌ではこの体制を可能にしたIT = 情報通信技術とフリーランスの労働者を組み合わせるシステムを「オンデマンド経済」として賞賛している⁴。ここで「コラボ消費」さ

² アルビン・トフラーの『第三の波』では「客が自分の希望をコンピュータに入力し、製造過程に直接参加するようになるオフィスにおける第三の波の革命は、ワープロと電子郵便システムによるペーパーレスの実現である」としている。(Toffler, 1980, pp.181, 邦訳261-262頁参照)

³ Botsman (2010) 参照。

⁴ 本山 (2015) 参照。

れるのは商品だけではなく、むしろ労働そのものであると考えられ、本稿の事例研究でも取り上げるクラウドソーシングの側面が強い⁵。クラウドソーシングは発注者がインターネット上のウェブサイトで受注者を公募し、仕事を発注することができる働き方の仕組みとしてシェアリングエコノミー同様に2010年代になって注目されるようになった「雇用形態」であるが、これがよりオープンに、そしてリアルタイムで進められていると考えられる。確かに新しい雇用を生み出す可能性はあるが、同時に雇用＝労働力の流動化がもたらす「破壊的イノベーション」の側面を持っている。

国内では宮崎康二（2015）「シェアリング・エコノミー」、シェアリングエコノミー検討会議（2016）「同会議中間報告書」、市川拓也（2016）「シェアリングエコノミーへの期待と課題」等がシェア事業がもたらす市場創出と経済成長への期待と、これらの効果をもたらすシェア事業推進のための規制緩和等が提起している。例えば、Airbnbのホームページよりホームシェアリングが世界中の街に与える経済波及効果は、①Airbnbを選んだ旅行者は通算数千万人。観光客ではなく地元の人のように街を体験できるのが一番の魅力である。②Airbnb旅行者は平均より長く泊まって、沢山消費し、滞在先は市内全域に分散している。③世界中の数千、数十万人ものホストが旅行者を自宅に泊めた。ホスティング収入はひとびとの暮らしを支えており、治安悪化、騒音などの問題＝外部不経済を招くが、プラットフォームが宿泊客などの身元を確認するなどして、安易に営業を規制するのは避けるべきであるとしている。また、Uber等のライドシェアサービスについても、新車需要が減ると考えられ、世界中の多くの都市で営業停止などの措置を受けているが、交通事故で支払い能力がないドライバーが事故を起こした時の事故の相手や乗客への補償の問題対処など外部不経済を防ぐものだけに限定すべきであり、タクシーと同じ保険への加入の義務付け、プラットフォームで保険加入の証明や犯罪履歴の確認など

⁵ 山崎（2018）によると、アメリカの連邦労働局では労働力を取り扱うものに関しては「シェアリングエコノミー」ではなく「ギグエコノミー」として分類されていると解説している。

のチェックなどによって対応可能であるとしている⁶。

実際の市場予測ではPwk UK Websit (2015) "The sharing economy"がAirbnbに代表される民泊サービスや、Uberに代表される自家用車によるライドシェア事業などシェアリングエコノミー主要5業種9の世界全体の売上高は150億ドル(2013年)の市場規模があると推計している⁷。そして国内では矢野経済研究所(2017)などの調査研究⁸、前述の『平成30年度版情報通信白書』などによってデータ化され、シェアリングエコノミー推進政策の根拠となっている。さらに経済産業省(2018)はシェアリングエコノミー等の経済活動は「現行のSNAにおける生産の境界に含まれるか否か」、「統計上捕捉されているか否か」に応じて、3つの領域に区分されるとして、シェアリングエコノミー全体の生産額規模は、約4,700億円~5,250億円程度であり、②SNAの生産の境界内ではあるが、捕捉できていないと考えられるものの規模は950億円~1,350億円程度あるとして、後者を統計調査によって把握しGDP統計における反映方法の検討を行っている。後述する非市場活動の市場化を計測しようとする取組と考えられる。

また日本での事例研究に関しては、後述する内閣官房シェアリングエコノミー促進室「シェア・ニッポン100 ~未来につなぐ地域の活力~」(2018)が地方において自治体や民間事業者等が地域における社会課題の解決や経済の活性化を行うためにシェアリングエコノミーの活用に取り組んでいる先進事例をまとめている。

⁶ 宮崎(2015)参照。

⁷ 従来型レンタル業10の市場規模が2,400億ドル(2013年)とされているが、2013年の対象10業種に占めるシェアリングエコノミー産業の割合は5%程度である。しかし、2025年の推計値では、シェアリングエコノミー産業の総売上額は3,350億ドルと従来型レンタル業の総売上額と肩を並べるまで急成長するという調査結果が公表されている。

⁸ 株式会社矢野経済研究所が2017年に実施した「シェアリングエコノミー(共有経済)市場に関する調査」によると、2016年度の国内のシェアリングエコノミーの市場規模は、前年度比26.6%増の503.4億円であった。

1.3 シェアリングエコノミーと循環型経済

シェア事業がもたらす新市場開拓、経済成長の方向性に対して、Botsman (2010) でも言及されている共有・共同利用による省資源、環境への負荷の低減はSchor (2010) "Plenitude: New Economics of True Wealth" (邦訳『プレニテュード』) も同様に論じており、これらが開放型の情報技術=インターネットによって支えられることも主張している。そして、「協働」による労働時間の短縮の可能性についても主張している点が特徴的である。前述したクラウドソーシング、あるいはギグエコノミーの流れは雇用・労働力の流動化とともに労働時間の延長につながる可能性もあるが、むしろIT=情報通信技術というイノベーションによって労働を「共有」することによって労働時間の短縮につなげようとする視点である⁹。そして、労働時間の短縮によって、有償労働、収入、市場消費は削減されるが、これはワークシェアリングを進めると同時に、非市場活動に参加する時間を増やすことによって全体的に環境負荷を減らす生活文化へと転換することを主張する。Schor (2010) では併せてこれらの非市場活動（ボランティア活動などコミュニティに貢献する活動）に対する報酬のあり方についても提言している。しかしながら、これらの活動に参加する時間も含めて総量的に労働時間が増加するのであれば、「労働時間の短縮」とは言えないのではないかという疑問が生じる。また、後述するように、これらの非市場活動にまで「評価」が加わることは、正規の労働の市場化だけでなく、非市場活動の市場化も進めることにつながるという危惧が生じる。

『プレニテュード』の翻訳者でもある森岡孝二は「シェア経済は『未来の働き方』か?」¹⁰において、シェアリングエコノミー研究を環境破壊と過剰消費に批判的な非営利的な流れと市場経済と経済成長に迎合的な流れとの二つの流れに分類し、1.2で取り上げたようなAirbnbやUber等のシェア経済による

⁹ Schor (2010) 参照。またオランダの歴史家でありフリードリッヒ・ハイエクの信奉者でもあるBregman (2016) はAIの普及に伴う労働者の所得を保証する制度としてベーシックインカム(Basic Income)の導入を主張し、AIによる労働生産性の上昇によって週の労働時間は15時間にまでなるとする。そして富の再分配の手法としてベーシックインカムの導入と、繁栄している場所に簡単に移住できるよう国境線の解放が必要であると主張する。

¹⁰ 森岡 (2010) 参照。

成功例を取り上げる議論はBAU (business as usual) として「人々の経済生活を膨張しつづける市場経済の海に沈め、巨大企業に経済活動を集中させ、働きすぎと浪費の悪循環をもたらす」とする一方、Schor (2010) のような議論をSUS (Sustainability) として「労働時間を短縮し、再生可能エネルギーを拡大し、人間と地球への負荷を減らして持続可能な新しい<豊かさ>を創出する」として、BAUからSUSへの転換を提起している¹¹。本稿が課題とする地方でのシェアリングエコノミーの展開を考えるならば、シェア事業の継続性においてBAU (business as usual) の側面も無視できないが、シェア事業が持つ「破壊的イノベーション」に対して、後述する「温もりのあるイノベーション」を考える際に、共有・共同利用による循環型経済の流れを併せて考える必要がある¹²。

一方で『プレニテュード』で提唱される、労働時間の短縮と非市場経済における活動の増加は、資本主義社会における雇用関係とその対価として賃金を受け取るという関係¹³の市場化、市場における評価を、労働時間内においても非市場経済における活動においても一層進める可能性も指摘しておかなければならない。

¹¹ 前掲書21頁～22頁参照。

¹² シェアリングエコノミー同様にサーキュラー・エコノミーもその名の示すとおり循環型経済への転換を主張しており、注目されている概念である。サーキュラー・エコノミーの語源であるLacy & Rutqvist (2015) "Waste to Wealth: The Circular Economy Advantage" (邦訳『サーキュラー・エコノミー』) も、共有・共同利用による循環型経済への転換を主張しているが、これを活用したビジネスモデル分析と経済成長戦略の側面が強い。同書では現行の一方通行型アプローチ＝希少な資源を採取し需要に応じた製品を生産し可能なかぎり多くの顧客に販売するが、世界人口の増加と生活水準の向上により、多くの再生不可能な資源の供給が追い付かず、持続不可能だとして、一方通行型経済モデルに対して資源循環型のサーキュラー・エコノミーを提起し、サーキュラー・エコノミーを採用している組織が競争優位性を持つとしている。上記のシェアリングエコノミー研究の二つの流れから見ると、循環型経済を主張しながらも後者（市場経済と経済成長に迎合的な流れ）の側面が強いと考えられる。

¹³ 森岡 (2010) 29頁より。

1.4 シェアリングエコノミー：市場経済と贈与経済の融合か？

森岡氏のようにBAU (business as usual) とSUS (Sustainability) に概念的に分けたとしても、実際のシェア事業は両者の側面を併せ持った形で進行する。一方で、人口減少が続く地方におけるシェア事業のビジネスモデルを想定するならば、人口が集積していることによって成り立つ都市部におけるシェア事業に対して、地方でのシェア事業においては共有・共同利用による循環型経済の側面と同時に、そもそも地方が持つコミュニティとシェアリングエコノミーの親和性についても検討する必要がある。

Sundararajan (2016) "The Sharing Economy" (邦訳『シェアリングエコノミー』) はシェアリングエコノミーによる消費者利益の増加と同時に雇用就業機会の創出などの経済効果が中心的に分析されているが、同時にシェアリングエコノミーを市場経済と贈与経済にまたがるものと述べている。贈与経済(=Gift Economy) は経済人類学者のマルセル・モースによって提唱されたもので、Mauss (1954) では狭隘な原始社会においては贈り物の付与で生み出された相互的な関係が経済的な領域を超えた重要な原則として社会の道徳的な基礎を形成することが主張されている。Sundararajanは、シェアリングエコノミーによって半匿名の個人が集まるデジタルコミュニティは、物理的にはインターネットの公共空間に依存はしているが、Maussが前提とする「贈与」が経済的な領域を超えた重要な原則としている原始社会と同様に狭隘なものであり、リターンプレゼンテーションを作る義務を含む(強制力を持つ)贈与経済が成立する側面も持つことになる。そして、このデジタルコミュニティにおけるサービスの相互評価システムによって、サービスの提供者とサービスの受取側の両者が利用後にお互いを評価し合う制度であり、シェアリングエコノミーという新しい経済モデルに従来の規制システムを適用するのではなく、コミュニティ内の信用を成立させることを提唱している。

地方でのシェアリングエコノミーの展開を考える際に、シェアリングエコノミーのサービスを必要としている人口減が進む中山間地域においては既存の資源を利用しつつコミュニティ内で完結するサービスとなる可能性が高い。これ

は従来の中山間地域のコミュニティが従来持っている贈与経済（コミュニティ内での相互性、互惠性、そして信頼性）の側面でもあり、地方でのシェア事業の立ち上げに際しては親和性を持っていると考えられる。しかしながらシェア事業の維持・継続に際しては後述するように民間事業者のプラットフォームの活用、そして広域展開や多角化が必要となり、まさにBAU（business as usual）とSUS（Sustainability）が同時進行するのであり、贈与経済の側面もシェアリングエコノミーの持つ市場経済の側面によって包摂される可能性も併せ持っている。

2 シェアリングエコノミーの定義

以上のシェアリングエコノミーに関する先行研究から考えられるシェアリングエコノミーの定義は、資源（人的資源を含む）の共有・共同利用、あるいは再利用をスマートフォンやSNS等の最新のIT技術（事業者のプラットフォーム）を介して行われるサービスと考えられるが、一般的には、対象とするサービス範囲の広狭や従来からある産業との明確な棲み分けが難しいこともあり、一概に明確な定義づけを行うのは難しい。一方で、本稿での研究目的である地方でのシェアリングエコノミーの持続的な展開の可能性を考える場合、特に地方自治体・事業者が政策的に進めるシェアリングエコノミーの定義が必要になる。

2.1 海外におけるシェアリングエコノミーの定義

(1) Pricewaterhouse Coopers による定義

Pricewaterhouse Coopers（以下、PwC）はイギリスロンドンを本拠地とする世界最大規模のコンサルティングファームである。世界158か国でビジネスを展開している。PwC英国では、シェアリングエコノミー企業は、オンラインのプラットフォームを通じて、それぞれの個人や企業を結びつけ、資産・リソース・時間・スキルをこれまで不可能だった規模で共有できるようにして

いる。主要セクターは、P2P型宿泊、P2P型交通、オンデマンドの家事サービス、オンデマンドのプロフェッショナルサービス、P2P型ファイナンスとして
いる。また、PwC米国では、個人および集団が、活用度の低い資産から収入
を得られる仕組み。この方法では、現物資産がサービスとして共有される。例
えば、車の所有者がその車を使わない時に誰かに貸し出す、あるいはマンショ
ンの所有者が旅行中にその部屋を貸し出すというような場合であるとしている。

(2) The Brookings Institutionによる定義

The Brookings Institutionはアメリカ合衆国のワシントンD.C.に本社を置
く、非営利の公共政策シンクタンクである。同研究所では、一般的に、シェア
リングエコノミーはモノやサービスへのアクセスを共有、提供、所有するP2P
型の活動であり、コミュニティに基づくオンラインサービスによって成り立って
いる。シェアリングエコノミーの事例はリフトやウーバーといった移動手段へ
のアクセスに限定されず、イーベイやクレイグズリストなどの中古品を売買で
きるプラットフォームも含まれるとしている。

(3) European Commission による定義

European Commission（欧州委員会）は、EU（欧州連合）の政策施行機関
であり、法案の提出や決定事項の実施など、欧州連合の運営を担っている。同
委員会では、シェアリングエコノミーは、ここ10年間で文化的、技術的、経済
的な変化を言い表す総称として、その勢いを増してきている。こうした活動は
偏にICTイノベーションによるものである。シェアリングエコノミーの基本的
な考え方としては、モノなどを購入する代わりに、他人からモノを借りたり、
貸したりする『共有のパラダイム』が根底にある。そして、個人がデジタルプ
ラットフォームを通じて他人と相互交換プロセスと定義づけている。

(4) Share NLによる定義

ShareNLは、ヨーロッパで初のシェアリングシティであるアムステルダム

(オランダの首都)と2014年から協同でシェアリングエコノミーの普及促進に注力している団体である。ShareNLは、広義的には、ニーズと所有者をマッチングすることで未活用資産の価値を共有するマーケットプレイスであり、また、分散型ネットワークで構築された経済システムである。それはBtoCのような伝統的従来の制度を考慮しない方法で行われる経済活動(P2P)であると定義している。

(5) Seoul Metropolitan Governmentによる定義

韓国の首都ソウルでは、2012年9月に「シェアリングシティソウルプロジェクト」を開始した。同プロジェクトでは、シェアリングエコノミーをはじめた経緯として以下の4点をまとめている。第一に、シェア(共有)することは、資源価値を最大限に高めるため、より少ない資源でより多くの便益を享受することに直結する点である。効果的に活用すれば、ソウル市民に少ないコストで、より多彩な行政サービスを提供することができるようになる。第二に、シェアリングエコノミーの活性化により、雇用の創出や付加価値の向上に期待が持てる点である。ICTは様々な資源とそれらを必要とするヒトとを結び付け、新たな雇いを創出する。また、遊休資産を貸し出すことで、副収入を得ることも可能となる。そして、第三に、シェアは信頼ベースの相互の経済であるので、コミュニティの再生、人的交流の増加、個々の関係の修復にも寄与する。第四に、シェアは大量生産・大量消費によって生み出された環境問題の解決策にもなり得る。ひとつの資源を不特定多数でシェアすることは、資源の効率的な利活用を促進する。さらに、シェアは資源を必要とする人と資源とを結びつけ多くの無駄を減らすとしている。

以上、シェアリングエコノミーが進展している諸外国、地域における議論をみてきたが、サービスの対象範囲に差は見られるものの、①個人間の相互交換プロセスを経由している点、②インターネット上における分散型デジタルプラットフォームを活用する点、③利用していない資産を共有することで資産価

値の最大化を図る点、等で共通していると考えられる。

2.2 日本におけるシェアリングエコノミーの定義

(1) 日本政府による定義

インターネットの普及による個人間の取引費用の低下や、スマートフォンの普及による場所や時間の制約の緩和などが進展したこともあり、わが国においても、シェアリングエコノミーが注目されている。近年、政府や地方自治体においてもシェアリングエコノミーを推進する動きがみられる。シェアリングエコノミーは、インターネット上のプラットフォームを介したこれまでにない経済活動ということもあり、今後、国を挙げて普及・促進することを目的に、2016年11月に内閣官房シェアリングエコノミー促進室が設置された。総務省「平成29年版情報通信白書」によると、「シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動である。ここで活用可能な資産等の中には、スキルや時間等の無形のものも含まれる」とある。

また、内閣官房シェアリングエコノミー促進室によると、シェアリングエコノミーは「①破壊的なイノベーション」と「②温もりのあるイノベーション」2つのタイプに分類されるという。「①破壊的なイノベーション」とは、スペースシェアやライドシェアなど、新たな需要を掘り起し、市場に劇的な変化をもたらす分野をさしている。一方、「②温もりのあるイノベーション」は地域の共助の精神などを育て、地域コミュニティの再生や地域独自の課題の解決を目的としたイノベーションであるとしている¹⁴。

(2) 一般社団法人シェアリングエコノミー協会による定義

一般社団法人シェアリングエコノミー協会（以下、協会）は、国内外の社会的価値のあるシェアサービスの普及や認知度の向上を業界全体で盛り上げるた

¹⁴ 2018年5月14日、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略／シェアリングエコノミー促進室におけるヒアリングより。

めの団体として、2016年1月に設立された。設立当初の会員数は30社程度であったが、2018年5月現在では約230社が加盟している。協会の主な活動は、①メディア広報、勉強会・セミナーなどの開催（ユーザー、既存事業者、行政等）、②認証マークやモデルガイドラインの周知による安全・安心対策、③会員企業のマッチング・連携推進、④会員向けサービスの提案と開発（シェアサービスや保険等）の4つを柱としている。協会では、シェアリングエコノミーを「インターネット上のプラットフォームを介して個人間でシェア（賃借や売買や提供）をしていく新しい経済の動きです。シェアリングエコノミーは、おもに、場所・乗り物・モノ・人・スキル・お金の5つに分類されます」と定義している¹⁵。

2.3 本稿におけるシェアリングエコノミーの定義

本稿ではシェアリングエコノミーに関する先行研究を整理した上で、国内外でのシェアリングエコノミーの定義づけや議論を整理してきた。それぞれの共通する点としては、①事業者対個人（BtoC）ではなく、個人間での相互取引（CtoC）であり、やり取りを行う上で相互の評価が重要視されること、②インターネット上の分散型プラットフォームを介していること、③未利用資産・能力の活用により資産価値を最大化することの3点に集約される。本稿におけるシェアリングエコノミーの位置づけとしては、上述の3点にベースを置いているが、国内で運営されているシェアサービスのなかには、個人間でのサービス取引だけでなく、自治体がサービスを提供するケース（GtoC）も存在している。特に地方でのシェアリングエコノミーの政策的展開を考えるならば地方自治体自身が（シェア事業者のプラットフォームを活用しながら）サービスの提供者になることも考えられる。従って、サービスの提供者とサービスの利用者においては、個人間だけでなく、自治体も含めることとする。また、レンタカーやカーシェアリング、貸しCD／DVDなどの従来型のレンタル業におい

¹⁵ 2018年5月14日、一般社団法人シェアリングエコノミー協会事務局におけるヒアリングより。

ては、その事業そのものを本業としているという観点から、シェアリングエコノミーには含めないこととする。

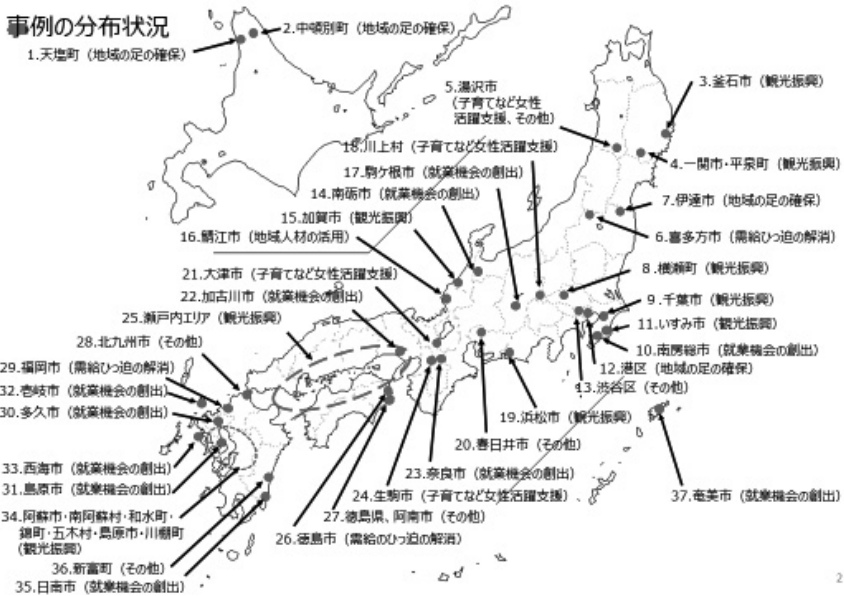
さらに、地方でのシェアリングエコノミーの持続性を考えた場合、スペースシェアやライドシェアなど、新たな需要を掘り起し、(A) 市場に劇的な変化をもたらす「破壊的なイノベーション」（内閣官房シェアリングエコノミー促進室）を地方においても展開し収益を上げることも考えられるが、民間のシェア事業者が収益性の見込めない地域において自らシェア事業を立ち上げることは考えにくい。これに対して、地域の共助の精神などを育て、(B) 地域コミュニティの再生や地域独自の課題の解決を目的としたイノベーション＝「温もりのあるイノベーション」は、そもそも地域が解決を迫られている課題でもある。国や行政が地域の社会的な課題を解決するためにシェアリングエコノミーの活用を検討する場合、後者の「②温もりのあるイノベーション」に重点を置いて検討する必要があると考えられる。

3 地方におけるシェアリングエコノミーの政策展開事例

3.1 地方におけるシェアリングエコノミー事例の類型化

内閣官房シェアリングエコノミー促進室「シェア・ニッポン100 ～未来につなぐ地域の活力～」では地方において自治体や民間事業者等がシェアリングエコノミーに取り組んでいる事例がまとめられている。内閣官房シェアリングエコノミー促進室への情報提供及び関係省庁、(一社)シェアリングエコノミー協会等に対するヒアリング等で得られた情報をもとに、シェアリングエコノミーの活用に取り組んでいる団体に対して深掘り調査を行い、取組の効果が発現していると認められたもので、現時点で取組の効果が発現していない場合であっても、解決しようとする地域課題が具体的であり、かつ取組内容に独創性や新規性が見られるものとして37の事例（2018年12月現在）が取り上げられている。

図1 シェアリングエコノミー活用取組事例の地域分布状況



内閣官房シェアリングエコノミー促進室 (2018)

「シェア・ニッポン100 ～未来につなぐ地域の活力～」

https://cio.go.jp/share-nippon-100_H29 より

同促進室のまとめによると、

- 取組のきっかけ (= 地域課題) は、概ね「観光振興」「就業機会の創出」「地域の足の確保」「子育てなど女性活躍支援」「イベント時などにおける需給ひっ迫の解消」に類型化可能。
- 「点」(単独団体) での取組みが中心であるが、DMO等が介在することにより広域展開を行う事例もある。また、「点」での取組が他地域に横展開する佐賀県多久市のような事例も出現。
- 多くの団体が、市の広報誌等を通じて周知広報活動を行っている一方で、残った課題として、住民の理解や認知の向上を挙げている。

となっている¹⁶。

まず類型化に関して、「観光振興」「子育てなど女性活躍支援」については既

¹⁶ 内閣官房シェアリングエコノミー促進室 (2018) 参照。

に全国的展開を行っている民間シェア事業者（「観光振興」についてはAirbnbによる民泊サービス、TABICAを活用した体験型観光プロモーション事業¹⁷、「子育てなど女性活躍支援」については子育てシェアサービスプラットフォームAsMama¹⁸やエニタイムズ¹⁹）と連携したサービスの展開であると考えられ、これらの民間シェア事業者と連携して地域での展開が進められている。また「イベント時などにおける需給ひっ迫の解消」についても、空きスペースの活用という形でAirbnbやTABICA等のシステムを活用して進められている。いずれも地域での個人（CtoC）または自治体（GtoC）が所有する資産の共有を民間シェア事業者のプラットフォームを活用して事業が進められている。一方、「就業機会の創出」に関しては、個人（CtoC）が持つ未利用能力（＝人的資源）の活用であり、シェア事業としては「クラウドソーシング」として展開されているもので、国内ではクラウドワークス等の事業者と連携して既にいくつかの地域で展開されているものである。また、「子育てなど女性活躍支援」についても未利用能力（＝人的資源）の共有の部分が多く、「クラウドソーシング」の一環とも考えられる。

そこで本稿では前者（「観光振興」「子育てなど女性活躍支援」）のうち「観光振興」の代表的事例として、千葉県千葉市および長崎県島原市における着地型観光サービスの取組を取り上げる。次に後者（「就業機会の創出」）

¹⁷ 個人が地域の資源を活用した体験型観光コンテンツを造成し、サイト上に掲載することで、CtoCの地域暮らし体験マッチングサービスの提供を可能にしている。同サイト上で、コンテンツのマッチングから、支払いまですべての工程を完結することが可能である。利用料金については、サービス提供者自身が提示したコンテンツ金額の10%サイト利用手数料としてTABICAに支払われる仕組みとなっている。

¹⁸ 実生活での友達・知人を検索したり、FacebookやTwitterから友達・知人を誘って、同じ幼稚園、保育園、学校等に通う保護者や友人と子どもの送迎や託児を行うSNSサービス。子どもを預ける場合は1時間500円から利用でき、対価の支払いは同サービス上で行うことが可能である。本サービスでは、サービスの登録料や手数料は発生せず、提示価格の全額がサービス提供者に支払われる。

¹⁹ 家事代行、子どものお迎え、バットの世話等の家庭の「困りごと」を個人に依頼できるウェブサービス。助け合いを通して、女性や高齢者の労働参画や、地域コミュニティの活性化を目指している。サービス提供者は、提供できるサービス内容と価格をサイト上に登録する。そして、利用者とのマッチングが成立し、業務実施後にオンラインで決済される。その際、提示した価格の15%が手数料としてエニタイムズに支払われる。

に「子育てなど女性活躍支援」を含む)の代表的事例であり、また他地域に横展開する仕組みとしても取り上げられている佐賀県多久市におけるクラウドソーシングと連携した取組、また「シェア・ニッポン100」の事例には取り上げられていないが、同県基山町における同様の取組を取り上げる。これらの事例は本稿では国内外でのシェアリングエコノミーの定義、①個人間での相互取引 (CtoC) および自治体がサービスを提供するケース (GtoC)、②インターネット上の分散型プラットフォームを介していること、③未利用資産・能力の活用により資産価値を最大化すること、に対応していると考えられる。これらの事例ヒアリング調査等を通じて、地方でのシェアリングエコノミーの持続的な展開の可能性とその課題について考察する。

なお、地域が直面する重要な課題であり、民間シェア事業者にとっては採算性が低いと考えられる「地域の足の確保」であるが、今後はライドシェア(相乗り)などによって課題の解決が見込まれるサービスに取組んでいる北海道天塩町、中頓別町の取組等の事例もある。これらの自治体ではそれぞれ国土交通省による実証実験事業を民間のシェア事業者と連携して展開されている(北海道天塩町は株式会社notteco²⁰と提携し自家用車による乗合事業の実証実験を実施、中頓別町はUberのICTシステムを活用したライドシェア事業を実施)。地方におけるシェアリングエコノミー政策の展開を分析する際に欠かせない事例であると考えられるが、現時点で直接ヒアリング調査を実施できていないことから別の機会に論ずることとする。

3.2 地方におけるシェアリングエコノミーを活用した観光振興

シェアリングエコノミーのサービスはAirbnbに代表される民泊サービスや、Uberに代表される自家用車によるライドシェア事業などが先行して展開されており、地方においても地域課題を解決する手段としてこれらのサー

²⁰ 自家用車で移動するドライバーと、それに相乗りしたい同乗者をマッチングするウェブサイト。ドライバーは運行にかかったガソリン代や高速代の実費を同乗者と割り勘で収受することができる。

ビスの導入がまず考えられる。特に前者に関しては広域でサービスを進めるAirbnb等の民泊サービス（実際には民間のホテル業のインターネット予約システム）に対して、地方においては地域の観光資源と民泊とを結びつける体験型観光サービスの展開として進められている。そしてどの地域も民間企業のプラットフォームを活用してシェアリングエコノミーを活用した観光振興を進めている。

（1）千葉県千葉市：シェアリングシティ構想と体験型観光サービス

千葉市はシェアリングシティ構想を推進しており、2016年11月24日にシェアリングシティ宣言²¹を行った。自治体等がIT利活用面等をサポートしつつ、シェアリングエコノミーを地域において推進し、地域の既存のリソースの有効活用を進めることにより、地域活性化に役立てていることから、千葉市役所に対してヒアリングを行った²²。千葉市はこれまでの開発が幕張新都心を中心であったため、これに対して市街化調整区域に外国人滞在施設経営事業²³によって宿泊需要を生むことで、同エリアの地域資源を活用した体験型観光コンテンツ（「緑」「里」「農」がキーワード）とマッチアップさせ、消費喚起を促すことを進めている。ここで体験観光情報を提供する株式会社ガイアックスの提供するプラットフォームTABICAとタイアップして市外からの観光客の誘致（対象は日本人）で成果をあげている²⁴。

千葉市はシェアリングシティ構想を掲げているだけありシェアリングエコノミーを市全体でも取り組んでいるが、エリアによって提供するサービスに特色を出していることが特徴的である。開発の進んでいる千葉都心や幕張新都心に

²¹ 認定都市：15自治体シェアリングエコノミー協会会員企業のシェアサービスを2つ以上自治体内で導入することが条件に認定する。2018年12月現在の認定都市：15自治体。

²² 2018年5月15日、千葉市役所総合政策局総合政策部国家戦略特区推進課特別調査班に対してヒアリングを実施。

²³ 国家戦略特別地域（若葉区と緑区）において、外国人旅客の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき、条例で定めた期間（3日）以上使用してもらい、滞在に必要な役務を提供する事業、施設整備費用として1件あたり30万円の補助がある。

²⁴ 2018年4月25日に特区民泊第1号施設が完成し、2018年6月までの予約を含む利用（予定）者は100泊人。

においては、生活の利便性を高めるためのシェアリングエコノミー事業を展開している（シェアサイクル、宅配ロッカーなど）。一方、比較的に関人口が少ない地域では、地域の課題、地域の遊休資源活用を市民と行政で密に共有することにシェアリングエコノミーを活用している。実証実験段階である現時点では、行政による支出はほとんどない。今後は民間事業者との密な連携を継続し、「①民間企業が中心となる持続可能な収益モデル」と「②行政が解決すべき課題に民間のシェアサービスを活用するモデル」の双方を視野に置いて事業を展開することが求められている。

（2）長崎県島原市：シェアリングシティ構想

長崎県島原市は2016年11月に全国に先駆けて日本初のシェアリングシティ宣言をし、翌年11月に全国15自治体で認定を受けた²⁵。島原市では、①遊休施設を活用したシェアサービスによる地域課題の解決、②地域資源を有効活用した体験型観光コンテンツの造成、③シェアリングエコノミー型九州周遊観光サービスモデル事業、④子育てシェアサービスによる地域課題の解決の4つのシェアリングエコノミー事業を展開しようとしている。現時点では地域資源を有効活用した体験型観光コンテンツの造成を中心に、総務省による「IoTサービス創出支援事業」²⁶を活用して、千葉市と同様に2017年3月に株式会社ガイアックス（TABICA）と地方創生に向けた連携協定を締結して、地域資源を活用した観光シェアリング化事業を行っている。島原観光ビューローが体験型観光サービスを提供できる個人を探し、協働で体験型コンテンツの造成を行ってTABICAに掲載するとう官民共同によるシェアリングエコノミーと考えられる。ヒアリング調査によると、キラーコンテンツによる一転突破の実績作りを

²⁵ 2018年9月5日、島原市役所市長公室島原ふるさと創生本部、同市役所観光おもてなし課、株式会社島原観光ビューロー商品企画開発部に対してヒアリングを実施。

²⁶ 2015年度より開始された生活に身近な分野において、地域の課題解決に資するIoTサービスの実証を通じてそのモデルを創出・展開する事業で、島原市も参加する九州周遊型観光サービスモデル事業も2017年度に採択されている他、秋田県湯沢市が「樹」ガイアックスと提携して自治体が管理する公共施設等のスペースシェアサービスを行っている事例などがある。

行っても、サービスの利用者や提供者の確保ができておらず、収益事業としては成り立たないのが現状である。観光分野において、地元のキーマンを探すことに労力を費やしても、コストだけが積み上がり収益を確保することは難しいとしている。

島原市も千葉市同様にシェアリングシティ構想を推進しておりシェアリングエコノミーのサービスも民間企業のプラットフォームを活用した官民連携の取組を進めているが、千葉市が市全体のエリアで、それぞれエリアに応じたサービスを展開しているのに対して、現在のところ体験型観光コンテンツを活用したサービス（それもキラーコンテンツによる一転突破）の展開であって、その事業だけでシェアリングエコノミーの収益を確保することは難しいと考えられる。

以上、シェアリングエコノミーを活用した観光振興策は、観光資源等を有する地域において手取り早い手段として民間事業者によるサービスの導入（そのほとんどが体験型観光事業と考えられる）が進んでいるが、この事業だけに特化して自治体全体のシェアリング事業を展開することは難しい。千葉市程度の規模（地方の県に匹敵する）の自治体で市全体としてエリアによって提供するサービスに特色をつけながらシェアリング事業を展開することで可能になる仕組みであるため、地方の中小規模の自治体にとって地域の観光資源を有するとしても、この事業のみによってシェアリング事業を展開することは困難であると考えられるので、近隣自治体との広域的な取組や、後述するように他のシェアリング事業とも組み合わせた事業の多角化が求められる。

3.3 地方におけるシェアリングエコノミーを活用した就労・子育て支援

シェアリングエコノミー＝インターネット上のプラットフォームで取引されるのは民泊や体験型観光という「商品」だけでなく、人的サービス（労働）も含まれる。雇用の場がないゆえに人口減少が続く地方において雇用創出は大きな課題である一方で、地方の中小企業にとっては雇用の確保も大きな課題となっている。地方においてインターネット上のプラットフォームを介した雇用

の供給と需要のマッチングはこの課題解決につながることから、クラウドワークス等の民間事業者と連携して「シェアリングエコノミー」の取組を開始する自治体は多い。前述したようにこれがインターネット上で労働力の流動化を進めるクラウドソーシング、そしてこれが持つ「破壊的イノベーション」の側面も有するが、これを地方において「温もりのあるイノベーション」に持っているかどうかが課題である。

(1) 佐賀県多久市：自治体・民間企業・地域NPOの連携

佐賀県多久市では、総務省による「地域IoT実装推進事業」²⁷や地方創生の一環である「地方創生加速化交付金事業」²⁸を活用して、①クラウドソーシングを利用した雇用の創出、②地域資源を有効活用した体験型観光コンテンツの作成、③子育てや家事代行を中心としたシェアサービスの展開の3つのシェアリングエコノミー事業を展開している²⁹。①のクラウドソーシングを利用した雇用の創出に関してはシェア事業者である株式会社クラウドワークス³⁰と連携をしているが、多久市が中間組織であるNPO法人価値創造プラットフォームを育成することによって行政、民間事業者、そして地域のNPO法人の3者が主体となって事業をシェアリング・ディレクターと在宅ワーカーの育成と採用

²⁷ 地域課題の解決につながる「生活に身近な分野」を中心に、地域におけるIoTの実装に取り組むための具体的道筋を提示するため、地域の先導的な取組を推進することを目的として2017年度より実施されたもので、元々はIoTによるサービスモデルを創出する実証実験事業等を活用して、民間事業のサービス拡大によって注目が集まり始めたシェアリングエコノミーを進める事業も採択して推進してきたという経緯がある。

²⁸ 2016年度より「地方創生加速化交付金事業」として「人としごと創生事業補助金」の中に「ローカルシェアリングセンター事業補助金」が創設され、多久市や基山町の事業がこの制度を活用して地域の中間組織によるローカルシェアリングセンター事業を進めている。

²⁹ 2018年9月4日、佐賀県多久市商工観光課商工観光係、およびNPO法人価値創造プラットフォームに対してヒアリングを実施。

³⁰ 企業と個人とがインターネットを介してつながり、仕事の受発注を行うことができる日本最大級のクラウドソーシングサービスを提供している。育児中の女性や介護をしている人など時間的に制約がある人も自宅で自由に働くことができる。業務内容は、簡易なデータ入力から、翻訳や企画立案まで多種多様である。同社のサービスは、マッチングから契約、支払いまですべてオンラインで完結する。サイトに提示されている金額の一部が、サイト利用手数料（契約金額により5～20%と変動する）としてクラウドワークスに支払われるシステムとなっている。

(スキル水準の担保)を行っている。この事業を皮切りに、②地域資源を有効活用した体験型観光コンテンツに関しては株式会社ガイアックス(TABICA)と連携した九州地域資源を活用した観光シェアリング事業を、③子育てや家事代行を中心としたシェアサービスに関しては、AsMamaやエニタイムズを活用した子育てや家事代行を中心としたシェアサービスの展開を進めている。

これらのシェアリング事業全体は、初年度は補助金事業から始まったが³¹、2年目以降は手数料収入が増加したことにより、ローカルシェアリングセンターを運営可能となっている³²。地域課題に応じたシェアサービスがあれば民間事業者の既存のプラットフォームを活用することで、初期費用を抑えた事業展開が可能であることが分かる。またこの事業を運営しているのはNPO法人であり、クラウドソーシング事業だけでそのビジネスを継続することは困難であると考えますが、体験型観光コンテンツ事業や子育てや家事代行業業へと事業を展開、拡張することによって事業継続への可能性を示している。

(2) 佐賀県基山町：地域事業者育成の困難さ

佐賀県基山町は地方創生の一環として、2016年に魅力ある空間形成プロジェクト推進会議を設置し、人口減少や働き口の確保など、地域の課題を解決するため事業を展開している。同事業では、「つどう」「はたらく」「めぐる」の横串構造での展開を行っており、そのうち「つどう」「はたらく」の分野においてシェアリングエコノミー事業を行うこととなった³³。基山町では、総務省の地域おこし協力隊の制度を活用し、地域おこし協力隊員がディレクターとなり、多久市と同様に、ローカルシェアリングセンター事業を展開し、基山町で

³¹ 国の地方創生の一環である地方創生加速化交付金事業(10/10補助)を活用した。地域課題の解決できる手法として、事業運営費こそ必要だが、初期投資が極めて少なく、自治体として取り組みやすい事例が数多く存在している点も事業開始の重要なポイントであった。

³² 在宅ワーカー数は36名おり、そのうち月に5万円程度稼いでいる在宅ワーカーが2名、1～3万円が10名程度いる。市報を通じた住民への周知により、複数の在宅ワーカー希望者から問い合わせがあった。在宅ワーカー研修には、域外からの受講実績もあり、行政の枠を飛び越えたシェアリングエコノミー普及に貢献している。

³³ 2018年9月4日、佐賀県基山町産業振興課ブランド化推進室および基山町ローカルシェアリングセンター(元地域おこし協力隊員)に対してヒアリングを実施。

もディレクターやワーカーの育成、育成と進行で、地元企業を対象としたクラウドソーシング体験を行ったが、佐久市と対照的にシェアリングエコノミー事業の継続が困難となっている現状がある。

ローカルシェアリングセンターの仕組みを実践するには、絶えず人を募集し、絶えず人を育成していく必要がある。在宅ワーカーはそれぞれのライフステージに合わせた仕事をするため、安定した量の仕事を受注するためにはこうしたサイクルが不可欠であるが、現在はその継続が困難となっている。小額の利ざやのためにローカルシェアリングセンター事業を行うことは現実的ではない。ディレクターの収入を加味した上で、事業を自走運営させるためには、100名程度在宅ワーカーが必要となる。基山町としては、ディレクターが育成されれば、シェアリングエコノミー事業は自走するという認識であったため、2年目以降町としての支援を行わなかった結果、クラウドソーシング事業の参加者が減少して事業の継続が困難となっている³⁴。

以上、人口減少が続く地域にける雇用のマッチングという課題に対して、地方自治体が民間企業と連携してインターネット上のプラットフォームを介した雇用の供給と需要のマッチングによって雇用創出を進めていこうという取組はここで取り上げた佐賀県の多久市、基山町だけでなく全国で進められている。これらの取組は事実上民間企業によるクラウドソーシングの事業を地方において展開する取組であると考えられるが、クラウドソーシングは先述したように雇用＝労働力の流動化がもたらす「破壊的イノベーション」の側面もあり、クラウドワークスのような民間事業者のビジネスモデルをそのまま地方に持ち込むならば地方の安価な労働力を雇用市場の調節弁として「活用」される危険性もある。そこで民間事業者と連携してシェアリングエコノミーによる雇用創出を進める地方自治体にとっては事業の始動・立ち上がりの部分を（国の補助金

³⁴ 基山町としては、無料職業紹介所の設置、職業マッチングをしながらこ入れをしようと考えている。ディレクターや在宅ワーカーがクラウドソーシングを通じて稼げる仕組みを構築し、民間に移行させることができるように工夫したいとしている。

事業等も活用しながら)自治体のイニシアティブによって進めることが求められるが、事業の継続においてそれぞれの地域において民間事業者と利用者(労働力の所有者)の仲介となる地域事業者の育成が求められ、また前項のシェアリングエコノミーを活用した観光振興策同様に地域事業者のビジネスの継続を可能にするシェアリング事業の多方面への展開・拡張が求められる。

4 まとめ ー地方におけるシェアリングエコノミー政策の課題と展望ー

日本の地方において進められているシェアリングエコノミーの事業は、そのほとんどが国による補助金(総務省による「IoTサービス創出支援事業」「地域IoT実装推進事業」、地方創生の一環である「地方創生加速化交付金事業」など)によって始められており、外国人滞在施設経営事業を進める「国家戦略特別地域」なども活用されている。さらに2018年度からは新たに総務省による「シェアリングエコノミー活用推進事業」もスタートしている。シェアリングエコノミー自体がまず、①個人間での相互取引(CtoC)を前提としているため、個人間の少額の取引から利益をあげるためには多数の取引が必要となり、民間事業者による持続的なシェア事業が可能になるのは利用者と提供者の母数が多い都市部に限られる。また、②インターネット上の分散型プラットフォームを介することにより、サービスの拡大が需要の拡大とその囲い込みを実現させるネットワーク効果によって規模の経済性を可能にし、同時に特定の企業に独占的市場を成立させる³⁵。AirbnbやUberそしてクラウドワークスなどの事業者はまさにこのネットワーク効果を活用して事業を拡大し、独占的な利益を得ているのである。

これに対して地方のシェア事業は、自治体がサービスを提供する事業

³⁵ 特にSNSの活用などによって参加者たちは情報を相互発信できるため、各経済主体が相互に結びつくことができる、そして、特定のネットワーク=特定のIT企業のサービスがさらに参加者を集めるようになる。参加者を囲い込み同時に顧客を寄せ集める。実際に、様々なビジネスが生まれている。さらに、参加者自身が情報発信することが参加者=消費者の商品やサービス選択に影響を与え、ビジネス市場を拡大する可能性、特定のIT企業に独占的利益を与えるのである。

(GtoC) を補助金などでスタートさせて①個人間での相互取引や②インターネット上の分散型プラットフォームによる母数の部分をカバーしようとしても、中小規模の自治体ではその地域だけで規模の経済性を成立させることは難しい。また地域でNPO法人などの中間事業者を立ち上げたとしても、その運用・維持のためのコストを地域の単独の事業だけで回収し事業を継続させることは困難である。「シェア・ニッポン100」の事例にみられるように、観光振興や雇用創出などの手っ取り早い手段としてシェアリングエコノミーのサービスの導入が進んでいるが、地方の中小規模の自治体にとってこの事業だけに特化してシェア事業を展開することは難しく、近隣自治体との広域的な取組や、他のシェア事業とも組み合わせた事業の多角化が求められる。

前者（広域的な取組）に関しては民間事業者のプラットフォームを活用したサービスの導入とその横展開が考えられ、観光振興の事例にみられるように民間事業者自体も地方展開によってネットワーク効果を生み出す事業の拡大の目的から（もちろんプロモーション効果も含めて）、行政と連携した広域展開の取組を進めている。しかしながら民間事業者によるシェアリングエコノミー（あるいはクラウドソーシング）が持つ（A）市場に劇的な変化をもたらす「破壊的イノベーション」の側面、すなわち既存のビジネスや労働の代替効果も想定される。それゆえに民間事業者と利用者（労働力の所有者）の仲介となる地域事業者（NPO法人などの中間事業者）の育成が求められるのであるが、これらの地域事業者の事業の継続を考えるならば後者（事業の多角化）も併せて求められる。これは地域でのシェア事業の継続だけでなく、本来地域の課題解決に必要な事業でありながら、単独では維持・継続が困難な事業を地域が持つ③未利用資産・能力の活用を、シェア事業も含めた多角的な展開によって解決していける可能性も示していると考えられる。例えば、今回は事例として分析研究はしていないが、地域が直面する重要な課題である「地域の足の確保」は、民間シェア事業者にとってもまた地域の単独の事業としても採算性が低いと考えられるが、他のシェア事業と組み合わせた多角的な展開によって解決できる可能性もある。特にこれらの課題解決が必要な中山間地域で

はSundararajanが指摘するような贈与経済（コミュニティ内での相互性、互惠性、そして信頼性）の側面は地域のコミュニティによって「維持」されて部分もあると考えられるので、地方でのシェア事業の取組は始めやすい。もちろん事業自体の「継続」には民間事業者との連携が求められるが、これをうまく活用することによって (B) 地域コミュニティの再生や地域独自の課題の解決を目的とした「温もりのあるイノベーション」につなげる可能性もある。

日本での地方におけるシェアリングエコノミーの政策的な展開はまだ始まったばかりであり、今後も引き続き事例調査分析を中心とした研究が求められ、特に今後はシェアリングエコノミーの持つ循環型経済や贈与経済の側面による地域コミュニティの再生や地域独自の課題の解決の可能性の視点からの研究が必要とされる。

【参考文献】

1. Andreotti, A., Anselmi, G., Eichhorn, T., Hoffmann, C., & Micheli, M. (2017) "Participation in the sharing economy", <https://ssrn.com/abstract=2961745> (2018.12.31 確認)
2. Botsman, R., Rogers, R. (2010) "What's Mine Is Yours", 小林弘人監修・解説、関美和訳 (2016) 『シェア』, NHK出版
3. Bregman, R. (2016) "Utopia for Realists: And How We Can Get There, London", 野中香方子訳 (2017) 『隷属なき道『AIとの競争に勝つベーシックインカムと一日三時間労働』, 文藝春秋
4. The Economist (2014) "The on-demand economy", The Economist 2014.12.", <https://www.economist.com/leaders/2014/12/30/workers-on-tap> (2018.12.31確認)
5. Hawksorth, J., & Vayghan, R. (2014) "The Sharing Economy, Sizing the Revenue Opportunity" PricewaterhouseCoopers
6. Lacy, P. & Rutqvist, J. (2015) "Waste to Wealth: The Circular Economy Advantage", 牧岡宏他訳 (2016) 『サーキュラー・エコノミー』, 日本経済新聞出版社
7. Mauss, M. (1954) "The Gift. Forms and Functions of Exchange in Archaic Societies", Cohen and West, London.
8. PricewaterhouseCoopers, L. L. P. (2015) "The sharing economy. Report, Consumer Intelligence series", PricewaterhouseCoopers

9. Pwk UK Websit (2015) "The sharing economy" <https://collaborativeconomy.com/wp/wp-content/uploads/2015/04/Allen-D.-and-Berg-C.2014.The-Sharing-Economy.-Institute-of-Public-Affairs-.pdf> (2018.12.31確認)
10. Schor, J. B. (2010) "Plenitude: New Economics of True Wealth", 森岡孝二訳 (2011) 『プレニテュード』, 岩波書店
11. Shapiro, C., Varian, Hal R. (1999) , Information Rules: A Strategic Guide to the Network Economy, 千本倅生・宮本喜一訳 (1999) 『ネットワーク経済』の法則—アトム型産業からビット型産業へ』, IDG
12. Sundararajan, A. (2016) "The Sharing Economy", 門脇弘典訳 (2016) 『シェアリングエコノミー』, 日経BP社
13. Toffler, A. (1980) "The Third Wave.", 徳岡孝夫訳 (1980) 『第三の波』, 日本放送協会出版
14. The World Economic Forum (2017) "Whitepaper on Collaboration in Cities: From Sharing to "Sharing Economy"", http://www3.weforum.org/docs/White_Paper_Collaboration_in_Cities_report_2017.pdf (2018.12.31確認)
15. Yaraghi, N., Ravi, S. (2017) . "The Current and Future State of the Sharing Economy," Brookings India IMPACT Series No. 032017. March 2017.
16. 市川拓也 (2016) 「シェアリングエコノミーへの期待と課題」, 大和総研調査季報 2016年秋季号 Vol.24, pp.38-pp.53
17. 市川拓也 (2018) 「自治体によるシェアリングエコノミーの活用 ~新たな地域の課題解決策として普及なるか~」, 大和総研 『環境・社会・ガバナンス』, pp.1-pp.9
18. 岡田悟 (2017) 「シェアリングエコノミーをめぐる論点」, 国会図書館調査と情報—ISSUE BRIEF—, pp.1-pp.13
19. 経済産業省 (2018) 「シェアリングエコノミーにおける経済活動の統計調査による把握に関する研究会報告書」, http://www.meti.go.jp/shingikai/economy/stat_share_eco/pdf/001_01_00.pdf (2018.12.31確認)
20. 公益財団法人・中国地域創造研究センター (2018) 「中国地域におけるシェアリングエコノミー振興方策調査報告書」
21. シェアリングエコノミー検討会議 (2016) 「シェアリングエコノミー検討会議同会議中間報告書」
22. 総務省 (2016) 『IoT時代における新たなICTへの各国ユーザーの意識の分析等に関する調査研究 (2016)』
23. 総務省 (2017) 『平成29年通信利用動向調査』
24. 総務省 (2017) 『平成29年度版情報通信白書』, ぎょうせい
25. 総務省 (2018) 『平成30年度版情報通信白書』, ぎょうせい
26. 総務省 (2018) 『ICTによるインクルージョンの実現に関する調査研究 (2018)』
27. 田村八洲夫 (2018) 『シェアリングエコノミー』, 幻冬舎ルネッサンス新書
28. 内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 (2016) 『シェアリングエコノミー検討会議 中

間報告書]

29. 内閣官房シェアリングエコノミー促進室 (2018) 「シェア・ニッポン100 ～未来につながる地域の活力～」, https://cio.go.jp/share-nippon-100_H29 (2018.12.31確認)
30. 野口功一 (2017) 『シェアリングエコノミーまるわかり』, 日経文庫
31. プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険(株) (2016) 『シェアリング・サービスと所有に関する意識調査』, <http://www.pgf-life.co.jp/company/research/2016/pdf/002.pdf> (2018.12.31確認)
32. 宮崎康二 (2015) 「シェアリング・エコノミー —Uber、Airbnbが変えた世界」, 日本経済新聞出版社
33. 本山美彦 (2015) 『人口知能と21世紀の資本主義』, 岩波書店
34. 森岡孝二 (2018) 「シェア経済は『未来の働き方』か?」, 『経済』201年9月号所収, 新日本出版社, pp20-pp.29
35. 矢野経済研究所 (2017) 「シェアリングエコノミー (共有経済) 市場に関する調査」, https://www.yano.co.jp/press-release/show/press_id/1988 (2018.12.31確認)
36. 山崎憲 (2018) 「『雇われない労働』と『元請け下請け関係』—どちらの方向へ進むのか」, 海外労働事情『フォーカス』2018年1月合所収, 労働政策・研究機構 (JITLPT)

